

新庁舎建設 Q & A



気になる疑問にお答えします！

Q1. なぜ今、本庁舎を建替えるのですか？

→ 災害時に業務継続できなくなり、市民サービスが停滞します

本庁舎は、建築後50年以上経過し、老朽化が進むだけでなく、耐震性能の不足や豪雨の際に浸水する可能性もあり、災害時に業務継続できなくなり、市民サービスの提供ができなくなってしまいます。このため、防災機能を強化した新庁舎の建設は喫緊の課題となっています。

また、令和3年度^{※1}までに建設のための実施設計に着手すれば、財政上、有利な地方債^{※2}（合併推進債）を活用でき、市の財政負担（市民負担）を軽減することができます。

※1 平成18年度の合併（建部町・瀬戸町）から令和3年度までの16年間の期間。

※2 Q4参照



Q2. 耐震改修と建替えは、どちらがいいのですか？

→ ライフサイクルコストで比較すると、建て替える方が経済的です

平成30年度に策定した「岡山市本庁舎整備等基本構想」の中で、改修案と建替案を比較したところ、ライフサイクルコストも踏まえた経済性では、建替案が有利となりました。

その他、防災拠点性やまちづくりの観点等の総合的な評価の結果、建替案を進めることとしました。

※ ライフサイクルコスト・・・初期建設費のインシャルコストと改修・更新費などのランニングコストをトータルして考えたものです。

Q3. 建設費を節約するような努力をしていますか？

→ 他の自治体新庁舎と比べて、同程度以下の単価に抑えています

令和2年度に実施した基本設計では、当初想定していた延べ面積から約2,200㎡減らすことなどにより、約13億円の削減を行いました。

現在、想定している建設単価は、他の自治体新庁舎と比べても、同程度以下に抑えており、華美な建物にならないように設計の中で様々な工夫をしています。

ただし、昨今の建設物価の高騰もあり、今後も事業費の精査に努めてまいります。

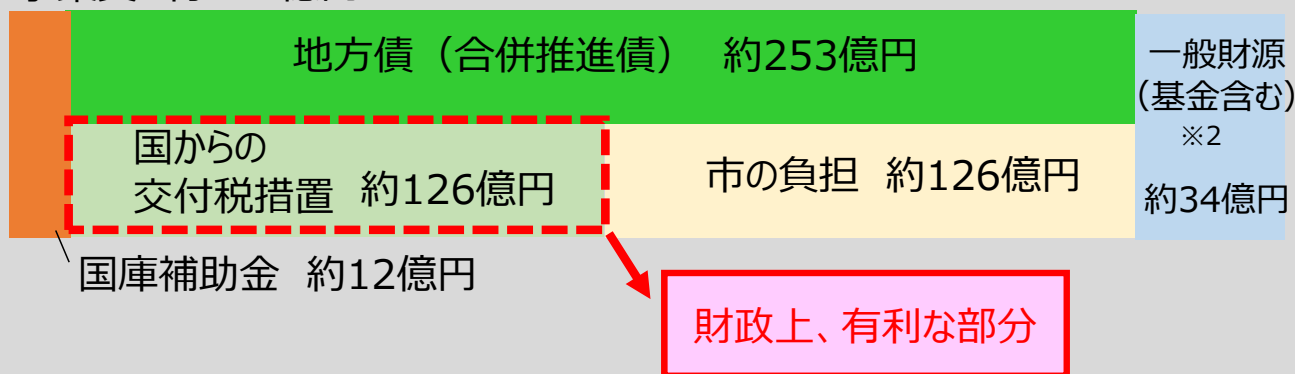
Q4. 財政上、有利な地方債って何ですか？

→ 後年度に国から市に入る地方交付税が増額されます

地方債は、地方財政法上認められる市の借入のことで、建設事業など事業費が高額で、事業効果が将来に及ぶものに使われます。

通常、地方債は、全額を市の負担で返済していく必要がありますが、このたび活用する合併推進債は、元利償還金（借入の返済）の50%の約126億円が地方交付税^{※1}算定の計算に入り、結果として、後年度に国から市に交付される額が増額されることになります。

事業費 約299億円



※1 地方交付税・・・国税を原資に、国から市へ交付されるものです。

※2 基金・・・条例の定めにより、特定の目的のために資金を積み立てた貯金のようなものです。

岡山市では、庁舎整備のための基金を創設しています。

交付税措置される金額がそのまま地方交付税として交付されるものではありませんが、市民の皆様にはわかりやすくイメージしていただくために簡略化した図を用いています。

Q5. 市の財政運営に影響はありますか？

→ 基金を計画的に活用し、安定した財政運営に努めます

市税収入の先行きは不透明な状況ですが、感染症対策には万全を期しながら、各分野の重点施策を着実に推進していけるように、既存事業の見直しや交付税算入率が高い有利な地方債の活用、さらにはデジタル化の推進を含む業務改革などを進めています。

また、決算剰余金の積立などにより、基金残高を一定程度保ちながら、将来世代へ負担を先送りすることなく、安定した財政運営に努めてまいります。

なお、「庁舎整備基金」の残高は約88億円（令和3年度末見込）あり、この基金を計画的に活用することで、財政運営への影響が少なくなるようにしています。